

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：筑紫野市バドミントン協会]

[記載日：令和8年2月15日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当該規約等を遵守し、適正に協会運営を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共施設の使用に係る規則や、地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守し、適切に事業運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約に基づき理事、監事を選任し、理事会、代議員会を開催して適切に団体運営及び事業運営を行っている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>毎年度、1月の理事会において次年度の活動方針を策定し、年度始めの代議員会で目標及び目標達成のための主要活動を公表している。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>1月の理事会で、セルフチェックシート、会計処理チェックリストを説明し研修を実施している。また、筑紫野市主催の人権問題研修会、スポーツ協会主催の指導者研修会への参加を促し、毎年参加している。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>主催大会で特に小中学生大会の代表者会議では、パワハラ等、言動に気をつけるように注意しコンプライアンス教育を実施している。今後も周知していく。</p> <p>また、筑紫野市主催の人権問題研修会、スポーツ協会主催の指導者研修会、スポーツ研修会への参加を促し、毎年参加している。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会計担当理事2名で、会計処理を適切に行っている。</p> <p>監事については、毎年当番クラブより2名推薦された監事により会計監査を受けている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>筑紫野市スポーツ協会、福岡県バドミントン協会等の補助金交付要綱を遵守し、適切に処理を行っている。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>毎年、当番クラブから2名推薦された監事による監査を受けて、年度始めの代議員会で監査報告を行い、適切に処理を行っている。</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>年度ごとに協会登録クラブに対して事業報告書、収支報告書、事業計画書、収支予算書、監査報告書、及び役員名簿等を作成し報告している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>規約、組織図、活動方針、大会情報及び結果についてホームページで閲覧できるようにしている。</p> <p>また、「スポーツ団体ガバナンス・コード〈一般スポーツ団体向け〉」の遵守状況については、令和7年度中にホームページで公表する。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF向け〉の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則■について	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	